令和２年度決算見込みに基づく健全化判断比率等

１　健全化判断比率

いずれの指標も早期健全化基準を下回りました。

実質赤字比率	２年度	元年度
	－	－

早期健全化基準	財政再生基準
3.75%	5.0%

○　一般会計等の実質収支が黒字のため、実質赤字比率は「該当なし」です。

連結実質赤字比率	２年度	元年度
	－	－

早期健全化基準	財政再生基準
8.75%	15.0%

○　公営企業会計を含むすべての会計の実質収支が黒字（公営企業会計においては資金不足なし）のため、連結実質赤字比率は「該当なし」です。

実質公債費比率	２年度	元年度
	8.6%	8.9%

早期健全化基準	財政再生基準
25.0%	35.0%

○　建設地方債等の残高の減少や近年の低金利により建設地方債等の元利償還金が減少したことなどから、前年度の 8.9%から 0.3 ポイント改善し、8.6%となりました。

将来負担比率	２年度	元年度
	135.6%	140.1%

早期健全化基準	財政再生基準
400.0%	基準なし

○　建設地方債等の残高が減少したことや、職員の若返りに伴い退職手当支給予定額が減少したこと、充当可能な基金残高が増加したことなどにより、前年度の 140.1%から 4.5 ポイント改善し、135.6%となりました。

２　各公営企業会計の資金不足比率　【経営健全化基準　20.0%】

資金不足が生じた公営企業会計はありません。

※早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は「財政健全化団体」となり、財政健全化計画を策定して、自主的な財政健全化に取り組むことが求められます。

※財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生団体」となり、財政再生計画を策定して、国の関与の下、厳しい歳出削減と歳入の確保に取り組むことになります。

＜健全化判断比率等の算出式＞

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・一般会計等：一般会計及び公営事業を除く 14 の特別会計（県債管理事業、市町村振興資金等）
・実質赤字額：「歳入歳出差引額（形式収支）」から「翌年度に繰り越すべき財源」を控除した実質的な収支決算額（実質収支）が赤字の場合の当該赤字の額
・標準財政規模：普通交付税、標準税収入額等の経常的な一般財源の規模

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額:①＋②の合計額
①一般会計等及び公営事業（公営企業以外）に係る特別会計(国民健康保険事業)の実質赤字額
②公営企業に係る特別会計(上水道事業、病院事業、造成土地管理事業などの 8 の特別会計)の資金不足額

$$\text{実質公債費比率（３か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金（特定財源控除後）＋準元利償還金）－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

②地方債の元利償還金:一般会計等に係る公債費に充当した一般財源等の額
③準元利償還金:(ｱ)～(ｵ)の合計額
(ｱ)満期一括償還地方債の 1 年当たりの元金償還金相当額（年度割相当額）等
(ｲ)公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰入金
(ｳ)組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
［対象組合］北千葉広域水道企業団、かずさ水道広域連合企業団
(ｴ)公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出（PFI 事業に係るもの、国営土地改良事業等の負担金など）
(ｵ)一時借入金の利子
④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額:
地方交付税の基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金

実質公債費比率の内訳

単位:億円

構　成　要　素	令和2年度	令和元年度	平成30年度	2年度と元年度の差引
分　子　①＝②＋③－④	786	800	824	△ 14
地方債の元利償還金（特定財源控除後）②	741	729	715	12
準元利償還金　③	1,428	1,465	1,502	△ 37
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額　④	1,383	1,394	1,393	△ 11
分　母　⑤＝⑥－⑦	9,423	9,241	9,145	182
標準財政規模　⑥	10,806	10,635	10,538	171
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額　⑦	1,383	1,394	1,393	△ 11
単年度の比率　①／⑤	8.3	8.6	9.0	△ 0.3
実質公債費比率（平成30年度～令和2年度平均）	**8.6**			
【参考】平成29年度～令和元年度平均	8.9			

※単年度の実質公債費比率は小数第2位以下切り捨てで表記

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

②将来負担額:③～⑩の合計額
③一般会計等の年度末地方債現在高
④債務負担行為に基づく支出予定額(PFI 事業に係るもの、国営土地改良事業等の負担金など)
⑤公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
⑥組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額
［対象組合］北千葉広域水道企業団、かずさ水道広域連合企業団
⑦退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)
⑧設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
［対象法人］千葉県道路公社、千葉県土地開発公社、千葉県信用保証協会、(公財)千葉県産業振興センター
千葉県漁業協同組合連合会
⑨連結実質赤字額
⑩組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
［対象組合］千葉県競馬組合、北千葉広域水道企業団、かずさ水道広域連合企業団
⑫充当可能基金額:地方債の償還額等(上記③～⑧)に充てることができる基金残高
⑬特定財源見込額:地方債の償還額等に充てることができる特定財源(公営住宅の使用料など)
⑭地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額:
今後、地方交付税の基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金及び準元利償還金

将来負担比率の内訳

単位:億円

構成要素	令和2年度	令和元年度	差引	備考
分子 ①=②−⑪	**12,780**	**12,947**	**△ 167**	
将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	**40,728**	**40,460**	**268**	
一般会計等の年度末地方債現在高 ③	36,577	36,146	431	
うち臨時財政対策債以外の地方債現在高	18,013	17,791	222	
債務負担行為に基づく支出予定額 ④	210	251	△ 41	県が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めたもの
公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額 ⑤	548	466	82	地方債の償還に係る一般会計等からの繰入金
組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額 ⑥				一部事務組合が発行した地方債の償還に係る県の負担見込額
退職手当支給予定額 ⑦	3,312	3,565	△ 253	年度末に全職員が自己都合退職したと仮定した場合の退職手当の支給予定額
設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額 ⑧	81	32	49	公社、第三セクター等の負債、短期貸付金等に係る一般会計等の将来負担額
連結実質赤字額 ⑨				公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(資金不足額)
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ⑩				県が加入する一部事務組合の実質赤字額に対する一般会計等の負担見込額
将来負担額からの控除額 ⑪=⑫+⑬+⑭	**27,948**	**27,513**	**435**	
充当可能基金額 ⑫	7,897	7,611	286	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高
特定財源見込額 ⑬	644	717	△ 73	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額 ⑭	19,407	19,185	222	今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金等
分母 ⑮=⑯−⑰	**9,423**	**9,241**	**182**	
標準財政規模 ⑯	10,806	10,635	171	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑰	1,383	1,394	△ 11	
将来負担比率(%) ①／⑮	**135.6**	**140.1**	**△ 4.5**	

$$資金不足比率 = \frac{資金の不足額}{事業の規模}$$

・資金の不足額:
［法 適 用 企 業］資金の不足額＝（流動負債－流動資産）－解消可能資金不足額
［法非適用企業］資金の不足額＝（歳入歳出差引額－翌年度に繰り越すべき財源）－解消可能資金不足額
・事業の規模:
［法 適 用 企 業］事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額
［法非適用企業］事業の規模＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※法 適 用 企 業：地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業（上水道事業、病院事業、工業用水道事業、流域下水道事業、造成土地管理事業）
※法非適用企業：地方財政法第 6 条に規定する政令で定める公営企業（工業団地整備事業、港湾整備事業、土地区画整理事業）

◎早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は「財政健全化団体」となり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政健全化計画を策定し、自主的な財政健全化に取り組むことが求められます。また、計画の実施状況によっては総務大臣から勧告を受けることになるなど、行財政運営に一定の制約がかかります。

◎財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生団体」となり、国の関与による確実な財政の再生を図るために財政再生計画を策定し、厳しい歳出削減と歳入の確保に取り組むことになります。

なお、「財政再生団体」は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債を起こすことができません。